

保険薬局会ニュース

令和5年3月28日 広島県薬剤師会保険薬局部会

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱い 及び地域支援体制加算の施設基準について

今般、新型コロナウイルス対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部変更され、当該加算の要件となる一般検査事業が全国で終了すること等を踏まえ、連携強化加算の施設基準等に係る具体的な取扱いの一部見直しが行われ、令和5年3月24日付で、厚生労働省より当該取扱いについて示されました。

令和5年4月1日から適用されますので、お知らせいたします。

新	旧
1. 「連携強化加算」に係る施設基準等の具体的な取扱いについて連携強化加算の施設基準等の具体的な取扱いについては、次に掲げる体制等が整備されていること等をいうものであること。 (1)～(3) (略)	1. 「連携強化加算」に係る施設基準等の具体的な取扱いについて連携強化加算の施設基準等の具体的な取扱いについては、次に掲げる体制等が整備されていること等をいうものであること。 (1)～(3) (略)
(4)「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」について（第92の2の(2)） 次に掲げる体制等のうち①を満たし、かつ、②又は③のいずれかを満たす場合に、基準を満たすものとする。 ① 「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」（令和4年12月27日医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に対応した取り組みを実施していること。	(4)「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」について（第92の2の(2)） P C R等検査無料化事業に係る検査実施事業者として登録され、当該事業を実施していること。また、当該検査実施事業者として登録されていることについて、自治体等のホームページ等において広く周知されていること。

② 公的な管理の下で配分される新型コロナウイルス感染症治療薬の対応薬局として都道府県等に指定され、公表されていること。

③ 一般流通が行われている新型コロナウイルス感染症の治療薬を自局で備蓄・調剤していること。

ただし、これまでにP C R等検査無料化事業に係る検査実施事業者として協力しており本加算の届出を行っていた保険薬局については、①のみを満たしている場合であっても、令和5年9月30日までの間に限り、本加算を算定できる。

2. 届出について

- (1) (略)
- (2) 1. (4)について、①の取り組みを実施していることについて、自治体等のホームページ等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等を添付すること。
- (3) なお、令和5年3月31日時点で連携強化加算の届出を行っている保険薬局であって、令和5年4月1日以降も要件を満たす場合、届出は不要であること。

2. 届出について

- (1) (略)
- (2) 1. (4)について、当該検査実施事業者として登録されていることについて、自治体等のホームページ等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等を添付すること。

また、地域支援体制加算の施設基準について、令和5年3月末までの経過措置となっている「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしていることとするに該当する薬局は、令和4年4月から令和5年3月までの実績24回以上であれば、令和5年4月1日以降も引き続き算定できます。但し、令和5年4月14日(金)までに改めて届出を行う必要がありますので、ご注意ください。